

資料 2

運送引受書への上下限額記載に 関する影響を踏まえた対応案について

第5回 貸切バス運賃・料金制度
ワーキンググループフォローアップ会合
平成30年6月8日

- 旅行業者からの値引き交渉を受け、値引きに応じるかどうかは、貸切バス事業者の価格交渉力や経営判断によるものである。
- 運送引受書の交付前から下限額を引き合いにした値引き交渉を受けている事業者も存在しており、運送引受書への下限額の記載をやめたとしても、下限額を引き合いにした値引き交渉は、なくなる。
- 一方、貸切バスの運賃・料金制度における幅運賃が単なる値引き幅として運用されている懸念もあり、旅行業者・貸切バス事業者双方が制度の趣旨を十分に理解することが重要である。
- このため、今後、運送引受書に幅運賃の趣旨を新たに記載することとし、制度の理解を深めることとする。
- また、本会合における上記とりまとめについて、国から旅行業界・バス業界に対して通知し、周知徹底を図ることとする。

運送申込書／運送引受書・乗車券

※申込者は、太線内をご記入願います。

申込者	氏名 ・名称 (担当者名)	申込日：平成 年 月 日
		電話： - -
	住所	FAX： - -
		E-mail：
		緊急連絡先： - -

{ 中略 }

運賃及び料金の 支払方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> その他() 支払期日：平成 年 月 日	【走行距離】 総 km 実車 km	【走行時間】 総 時間 分 実車 時間 分
適用を受けようと する割引	<input type="checkbox"/> 学校団体割引 <input type="checkbox"/> 障害者施設団体割引 <input type="checkbox"/> その他() 割引) ※ 標準運送約款 5 条 2 項に規定する所定の証明書を添付。	運 賃 円 (上限額： 円 下限額： 円)*	
特約事項		料 金 円 (上限額： 円 下限額： 円)* (料金の種類：) 消費税 円 実 費 (税込) 円 (実費の詳細：)	
		合計請求金額	円

* 運賃・料金は、需要の季節変動に応じて、上限額・下限額の幅の中で決定されるものです。
このうち、下限額は運送に必要な費用から求められる基準額から10%（本来賄われるべき一般管理費と営業外費用相当）を
割り引いた額であり、年間を通じて適用されるべきではありません。

上記のとおり運送を引受けます。

平成 年 月 日 _____